

○東京藝術大学学生生活委員会共通規則

〔平成13年3月26日  
制 定〕

改正 平成17年4月1日 平成25年10月24日  
平成27年3月26日

(設置)

第1条 東京藝術大学美術学部（大学院美術研究科を含む。）、音楽学部（大学院音楽研究科を含む。）、大学院映像研究科及び大学院国際芸術創造研究科（以下「学部等」という。）に、学生生活委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、学部等所属学生に対する学生指導に関する事項を審議する。

(組織)

第3条 委員会は委員若干人をもって組織する。

2 委員会の委員の数及びその任命は、教授会の審議を経て学部長又は研究科長が毎年4月に行う。

(任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した者がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、委員長が必要と認めたときは、この限りでない。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、必要に応じて、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、学部等事務部において処理する。

附 則

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

2 東京芸術大学学部学生生活委員会共通規則（昭和27年11月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。